

「米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)」の販売開始  
～商品パンフレットにおいて「実利用者ユニバーサルデザイン」認証を取得～

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 添田 毅司)は、ライフプラン・コンサルタント(営業社員)チャンネルおよび代理店チャンネルを通じて、4月1日(水)より「米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)」の販売を開始します。また、当該商品パンフレットにおいて、商品の特徴やお客様にとって重要な情報である「外貨建保険に関するリスク」等をわかりやすく提供することを目的として、内閣府認証 特定非営利活動法人 実利用者研究機構から「実利用者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。

## 1. 開発の背景

当社では、万一の保障と資産形成に対するニーズにお応えする外貨建保険商品として「米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)」と、その特約として、死亡・高度障害保障のほか、特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)に対する保障を米国ドル建で準備できる「米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)」を、2015年10月より販売してまいりました。

この度、お客様から死亡・高度障害保障のほか特定疾病に対する保障がある米国ドル建の商品ニーズが高いことから、特約を主契約として単品化し、「米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)」として販売することとなりました。この商品によって、特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)に対する保障と万一の保障を同時に備え、かつ、資産形成の実現が可能となります。

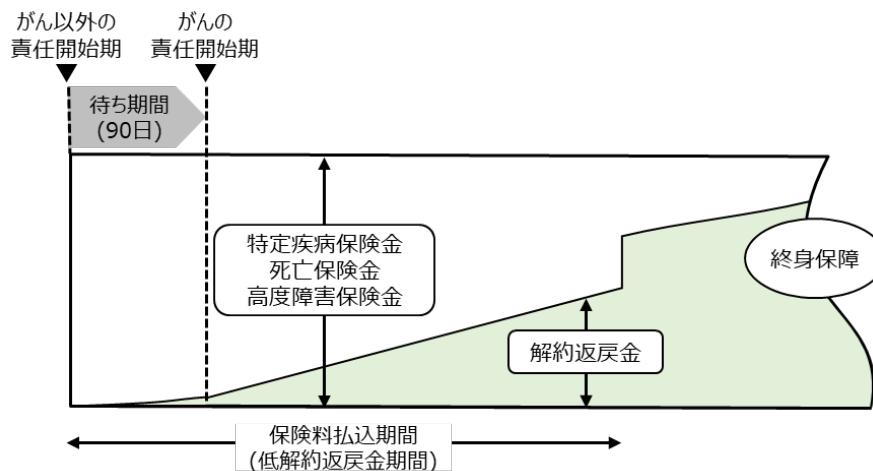
## 2. 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)の特徴

ポイント1	一生涯の死亡・高度障害、および特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)に対する保障を「米国ドル建」で準備できる保険です。
ポイント2	特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)になった場合は特定疾病保険金を支払います。
ポイント3	低解約返戻金型のため、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を低く抑えることにより、低廉な保険料水準を実現しています。

(※1)がんについては、責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の翌日以降、初めてがんと診断された場合。

(※2)死亡保険金、高度障害保険金、特定疾病保険金のいずれかをお支払いしたときは、保険契約は消滅します。

### 3. 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)の仕組図



### 4. 商品パンフレットの「実利用者ユニバーサルデザイン」認証取得について

当社では、「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組の一環として、お客さまにとって重要な情報をわかりやすく提供することに取り組んでおります。ライフプラン・コンサルタント(営業社員)チャネル用の当該商品パンフレットにおいて、外貨建保険商品になじみの薄いお客さまにも、外貨建保険の特徴や為替リスクなどについてわかりやすく提供することを目的として、内閣府認証 特定非営利活動法人 実利用者研究機構から「実利用者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。

#### ■「実利用者ユニバーサルデザイン」認証の概要

- (1) 実際に利用するお客さまにとっての「わかりやすさ」向上を目的とし、お客さまが利用する際の行動観察をもとに、内容を正しく理解できるように改善した製品・サービス等に対して与えられる認証です。

#### (2) 認証機関について

- ・名称: 内閣府認証 特定非営利活動法人 実利用者研究機構
- ・所在地: 〒170-0003 東京都豊島区駒込 1 丁目 41-15  
六義園アビタシオン 2 階
- ・代表者: 理事長 横尾 良笑
- ・URL: <https://jitsuken.com/>



あなたの代わりに  
使ってみました!

### 【ご注意いただきたい事項】

詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

#### ご契約にかかる費用について

##### ● 保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律に記載できません。

##### ● 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

#### 【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5 円※／1 米国ドル)が含まれております。

#### 【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01 円※／1 米国ドル)が含まれております。

#### 【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

・お取扱いの金融機関により、当社が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

##### ● 保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%※を年金支払日の年金原資から控除します。

\*保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。

※ 2020 年4 月1 日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

### 為替リスクについて

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた既払込保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

・この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

・円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

### 低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

・この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受け取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。

・保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円で受け取る場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受け取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。

・保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルで受け取る解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受け取る解約返戻金額と同額となります。